

市民からの調査請求に関する各委員からの質問事項一覧

No.	質問内容
1	<p>■■■■氏名義の寄付が実質的に■■■■(株)からの寄付に該当するの かについて(取手市政治倫理条例第4条第5号前段)</p> <p>① 収支報告書の住所が■■■■氏の住所(■■■■)ではなく、 ■■■■(株)の本店所在地(■■■■)で記載 されていたことが、実質的に■■■■(株)からの寄付となり、取手 市政治倫理条例第4条第5号前段『政治活動に関して会社その他の団体(政党及 び政治団体を除く)からの寄付行為』に該当すると言えるのか?</p> <p>【実質的に誰からの寄付なのか】</p> <p>a) 住所の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所の記載については、単なる記載ミスの可能性もあり、それだけで法人の 寄付とまでは言えない。</li> </ul> <p>b) 客観的証拠として公的書面による確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税の申告書で寄付金処理されているのか</li> <li>・個人の確定申告書で寄付金処理されているのか</li> <li>・寄付証明書の名義は誰なのか</li> </ul>
2	<p>茨城県南水道企業団(代表:藤井氏)からの発注(落札)と■■■■ (株)からの政治団体(取手新時代をひらく会)への寄付は因果関係が存在し、政 治団体(取手新時代をひらく会)が受け取った寄付金は『政治的又は道義的批判を 受けるおそれのある寄付』に該当するかについて (取手市政治倫理条例第4条第5号後段)</p> <p>① ■■■■氏は平成■■■年■■■月■■■日に『■■■■』を落札(■■■■ 円)して間もない同年■■■月■■■日に■■■■円を寄付している。この行為は、取手 市政治倫理条例第4条第5号の『政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄 付』に該当するのか?</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

【批判を受けるおそれのある寄付とは】

a) 寄付行為について

・平成 年 月 日（受注額 円）に落札し、平成 年 月 日に 円の寄付を『取手新時代をひらく会』が受けたことについては、取手市政治倫理条例第4条第5号の『政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付』に該当する可能性がある。（現に審査請求している者が批判している時点で批判を受けるおそれのある行為とも言えるが、これは会社が寄付行為をしたという前提での誤認の可能性もある。）

また、氏は他にも寄付行為があり、たまたま落札時期と重なった可能性も否定できない。

(確認事項)

- ① 入札まで経緯を説明する。（入手可能な資料の収集）
- ② 藤井市長からの説明（必要に応じて）
- ③ 氏からの説明（必要に応じて）

b) 具体的に『批判を受けるおそれのある寄付』とはどのような寄付なのか？

c) 法人からの寄付ではなく個人からの寄付であった場合

仮に『取手市政治倫理条例第4条第5号前段』で法人からの寄付ではなく、青木氏個人からの寄付であると認定された場合、その行為は正常な寄付であり『批判を受けるおそれのある寄付』には該当しないのではないかと。

3	今回の調査請求書は、茨城県選挙管理委員会への提出書類から端を発するもので、提出された収支報告書に関して、問題点の有や無しや。
4	疑義の内容が、「取手市政治倫理条例第4条（政治倫理基準）第5号違反」とあるが、条例は、「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと」としており、これは、「政治活動に関して」である。 「取手新時代をひらく会」の活動趣旨、目的についての資料の提出を願いたい。
5	県南水道事業団の指名競争入札の指名方法、入札方法についてお教え願いたい。 県南水道事業団の指名、入札の際の企業長の関わり方は、ルール上どのようなものなのか。
6	疑義の根拠⑤の正確なる議論を展開するために、氏の会社住所、会社役職名での寄付金の出金は、どこからなのか、明らかにすべきと思われるがいかがか。
7	請求者の年齢、職業（退職者であれば、退職時の肩書や略歴等を含む）、住民税等の納税記録、現在の活動状況を求めるべきと考えるがいかがか。（今後も関連する）疑義があるとする者が公人であって、請求者の身分が私人であったとしても、調査請求書を提出する以上、その身分を明らかにすべきであると考えがいかがか。